漁港関係工事特記仕様書

工事名　令和３年度仮宿漁港施設機能強化工事

1. 工事概要
本工事は、仮宿漁港において、護岸の嵩上を行う工事である。

2. 工事内容
別添設計図書のとおり。

3. 工事場所
仮宿漁港（釜石市箱崎町仮宿地内）

4. 工期
(1)　本工事の工事期間は「令和４年１月31日まで」とする。
(2)　工期には、水中部調査・作業日数・準備期間・跡片付日数のほか休工日（隔週の土曜日・日曜日・祝祭日）と次の連休等を含むものとする。
~~ア.　ゴールデンウィーク　４月29日～5月 5日　　7日間~~
イ.　お盆休暇　　8月13日～8月16日　　4日間
ウ.　お正月休暇　　12月29日～1月 3日　　6日間
(3)　余裕期間の設定については、別紙２のとおりとする。

5. 工事基準面（D.L）
工事基準点は、別に行っている測量成果により定めることとしており、施工着手前に協議し決定するものとする。

6. 適用する仕様書等
本特記仕様書に記載無き事項は次に示す仕様書の最新版の定めによるものとする。
「漁港漁場関係工事共通仕様書（公益社団法人　全国漁港漁場協会）」
「岩手県県土整備部共通仕様書（Ⅰ～Ⅲ）（岩手県県土整備部）」

7. 法定外の労災保険の付保
本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

8. 施工状況検査
受注者は、契約書別記第13条により漁港漁場関係工事共通仕様書第１編1-1-22監督員による検査及び立会の規定に基づき、監督員による施工状況検査を受けなければならない。
監督職員が立会できない場合の確認方法については、監督職員と協議のうえ決定する。

9. 施工体制台帳について
受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、その請負代金額にかかわらず、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等についての改正について」（平成26年12月25日付け国土建第200号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
なお、漁港漁場関係工事共通仕様書 平成30年５月（公益社団法人　全国漁港漁場協会）1-1-

11 施工体制台帳の作成の記載は適用しない。

【参考】施工体制台帳等の作成例は、以下の HP からダウンロードできます。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html

10. 履行報告

受注者は、契約書第 11 条の規定に基づき、工事期間中の履行状況について監督職員と協議のうえ提出しなければならない。

11. 提出資料

受注者は、漁港漁場関係工事品質管理基準に基づき、次の資料を整理のうえ提出するものとする。

(1) 出来形管理資料
(2) 品質管理資料
(3) 工事写真管理資料
(4) 完成図
(5) その他監督職員が必要と認めたもの（着手前被災状況調査確認資料等）

12. 施工条件明示

本工事の施工にあたり制約となる条件は、別添『施工条件明示一覧表』のとおりである。

なお、受注者は、明示した制約等の内容に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生した場合は、監督職員と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

13. 安全・管理・訓練

(1) 安全教育及び訓練等

「漁港漁場関係工事共通仕様書」第 1 章総則第 3 節安全管理 1－3－3（安全教育及び安全訓練等の実施）によるものとする。

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、「安全・訓練状況報告書」を整備し、監督職員に報告しなければならない。

(2) 保安施設等

本工事の施工場所は、日常の漁業生活と密接な関係があるため、施工中は工事区域に標識・警戒等を設置し、通行の安全及び利用の確保を行うと共に、第三者被害の防止に努めるものとする。

(3) 過積載防止

ア 受注者は、積載超過防止対策の方法を施工計画書に明記するとともに「安全訓練等の実施状況」に準じ点検記録を作成し監督職員に提出するものとする。

イ 受注者は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用に努めるものとする。

14. 工事の施工

(1) 工事着手前には、対象施設の被災状況調査を行なうものとする。
(2) 施工に係る各段階の作業前・中・後の不可視箇所について管理写真を行うこと。
(3) 施工を進めるにあたり、各工種とも監督職員と協議のうえ、適切な施工を進めること。
協議により、必要であれば変更契約の対象とするものとする。
(4) その他、記載なき事項については、速やかに監督職員と協議を行い実施するものとする。
(5) 受注者は、工事の設計変更に伴う設計変更図書の作成等(測量・設計図書及び工事数量の算出を言

う。但し、高度な応力計算等に係る資料の作成を含まない。)を監督職員から指示された場合は、これに応じるものとする。

⑹　工事に関する協議、指示、報告(履行状況含む)、段階検査等、工事打合せ簿により行うものとする。

⑺　本工事で使用されるﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄについては、別記「ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ特記仕様書」を適用しており、設計図書に準ずることとする。

15. その他

⑴　本仕様書に定めのない事項又は、本工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議のうえ決定するものとする。

⑵　東日本大震災の復旧・復興に伴う積算等の特例事項の適用ついては、別紙１及び別紙２のとおりとする。

レディミクストコンクリート特記仕様書

１　適用範囲

この仕様書は、本工事に使用するレディミクストコンクリートの配合を決定するに当っての必要な事項を定めたものであり、この仕様書に記載されない事項については、監督職員と協議するものとする。

２　配合

使用するレディミクストコンクリートは、次の条件を全て満足する配合のものを選定し、使用に先立ち材料及び配合について監督職員に報告しなければならない。

区分	構造物の種類	呼び強度 (N/mm2)	ｽﾗﾝﾌﾟ (cm)	粗骨材の最大寸法 (cm)	最大水セメント比 (%)	最小セメント量 (kg/m3)	セメント種類
鉄筋	ｹｰｿﾝ、ｾﾙﾗｰ、Ｌ型ﾌﾞﾛｯｸ等の鉄筋構造物 桟橋上部工	２４	8	２５	５０		N
	係船岸上部工	２４	8	２５	６０		N
無筋	直立消波ブロック	２４	8	４０	６０		N
	船揚場斜路 水叩き舗装	１８	5	４０	６０		N
	本体ﾌﾞﾛｯｸ 船揚場張り方塊 異型ﾌﾞﾛｯｸ（35ｔ未満） 根固方塊 ｹｰｿﾝの蓋ｺﾝｸﾘｰﾄ 防波堤上部工、護岸	１８	8	４０	６５		N
	異型ﾌﾞﾛｯｸ（35ｔ以上）	２１	8	４０	６５		N
	係船岸上部工 防潮堤	１８	8	４０	６０		N
	水中ｺﾝｸﾘｰﾄ	３０	１５	４０	５０	３７０	N
漁礁	鉄筋コンクリート製魚礁（ＡＴ魚礁・十字礁）	２４	8	２５	６５		N
	鉄筋コンクリート製魚礁（その他）	２１	8	２５	６５		N

注）１　セメントの種類は、普通ポルトランドセメント(N)とする。
　　２　空気量は、４.５％とする。
　　３　打設時の生コン温度は、暑中コンクリートは35℃以下、寒中コンクリートは5～20℃とする。
　　４　直立消波ブロックの呼び強度は、メーカー指定がある場合はそれによる。
　　５　粗骨材最大寸法は、JISA5308による最大寸法の規定である。(最大寸法25mmの場合、25㎜、20㎜のいずれも使用可能)

施　工　条　件　明　示

項　　目	条件明示の有無	明示事項
工程関係	1.関連する別途発注工事　（有・無）	ア.工事名又は工種（平成29年度室浜漁港海岸災害復(その3)工事） イ.工事の開始予定又は完了予定　（令和2年1月　）
	2.工事の制限　（有・無）	ア.施工時期・時間制限　（　　） イ.施工方法の制限　（　　）
	3.関係機関等との協議　（有・無）	ア.協議成立見込時期　（　　）
	4.関係機関等との協議による条件　（有・無）	ア.当該条件　（　　）
	5.余裕工期　（有・無）	ア.工事着手時期　（　　）
	6.地下埋設物等の事前調査　（有・無）	ア.調査期間　（　　） イ.移設予定期間　（　　）
	7.その他	
用地関係	1.用地補償の未処理　（有・無）	ア.未処理区間　（　　） イ.処理見込期間　（　　）
	2.ブロック.ケーソン等製作ヤードの指定　（有・無）	ア.場所　（　　） イ.荷重条件　（　　） ウ.期間　（　　） エ.有償・無償の別　（　　） オ.その他　（　　）
	3.その他	
公害対策関係	1.公害防止（水質・騒音・振動等）のための施工制限　（有・無）	ア.制限の種類（水質・騒音・振動・その他（　　）） イ.施工方法　（　　） ウ.施工機械施設　（　　） エ.作業条件　（　　）
	2.公害調査　（有・無）	ア.調査方法　（　　） イ.調査内容　（　　） ウ.調査範囲　（　　）
	3.その他	
安全対策関係	1.交通安全施設.保安設備等の指定　（有・無）	ア.種類　（　　） イ.条件　（　　） ウ.その他　（　　）
	2.鉄道.電気.水道.ガス.海底ケーブル等の近接制限　（有・無）	ア.施工方法制限　（　　） イ.作業時間制限　（　　） ウ.その他　（　　）
	3.落石.雪崩.土砂崩落等に対する防護施設　（有・無）	ア.種類　（　　） イ.その他　（　　）
	4.発破作業等の制限　（有・無）	ア.保安設備　（　　） イ.作業時間制限　（　　） ウ.その他　（　　）
	5.監視船の配置　（有・無）	ア.配置期間　（　　） イ.配置隻数　（　　）
	6.潜水病対策設備の仮置　（有・無）	ア.設備の種類　（　　） イ.設置期間　（　　） ウ.その他　（　　）
	7.水雷保険の付保　（有・無）	ア.保険の内容　（　　） イ.その他　（　　）
	8.その他	
工事用道路関係及び船舶経路関係	1.一般道路の使用制限　（有・無）	ア.搬入経路の指定　（　　） イ.使用期間・時間　（　　） ウ.搬入路の使用中・後の処理　（　　） エ.その他　（　　）
	2.一般道路の占用　（有・無）	ア.占用の種類（前面・片側・その他（　　）） イ.時間制限　（　　） ウ.その他　（　　）
	3.仮設道路の設置　（有・無）	ア.仮設道路の構造　（　　） イ.維持・補修の内容　（　　） ウ.安全施設の種類　（　　） エ.工事終了の処置　（　　） オ.その他　（　　）
	4.作業船の移動制限　（有・無）	ア.移動経路の制限　（　　） イ.移動時間の指定　（　　） ウ.その他　（　　）
	5.その他	

項　　目	条　件　明　示　の　有　無	明　示　事　項
仮設備関係	1.仮設構造物の転用・兼用　（有・無）	ア.仮設の種類　（　　） イ.日数　（　　） ウ.条件　（　　）
	2.仮設備の構造・設計条件・施工方法の指定及び管理方法　（有・無）	ア.構造・設計条件　（　　） イ.施工方法　（　　） ウ.管理方法　（　　）
	3.仮設備の使用条件・制限　（有・無）	ア.条件・制限の内容　（　　）
	4.その他	
残土・産業廃棄物関係	1.残土受入地の指定　（有・無）	ア.場所・距離　（　　） イ.処分条件　（　　） ウ.その他　（　　）
	2.採取盛土の指定　（有・無）	ア.場所・距離　（　　） イ.採取条件　（　　） ウ.処理方法の制限内容　（　　） エ.その他　（　　）
	3.産業廃棄物の処理条件　（有・無）	ア.廃棄物の種類　（　　） イ.処分場所・距離　（　　） ウ.受入条件　（　　） エ.処理方法の制限内容　（　　） オ.その他　（　　）
	4.その他	
工事支障物件等	1.占用支障物件　（有・無）	ア.電気　イ.電話　ウ.水道　エ.ガス　オ.その他 カ.移設・撤去・防護等の内容　（　　）
	2.新設占用物件と重複　（有・無）	ア.電気　イ.電話　ウ.水道　エ.ガス　オ.その他
	3.その他	
排水工（濁水処理を含む）関係	1.濁水・湧水等処理の特別対策　（有・無）	ア.対策内容　（　　）
	2.ポンプ浚渫等処理の特別対策　（有・無）	ア.処理条件　（　　）
	3.汚濁防止対策　（有・無）	ア.防止設備等の内容　（　　）
	4.その他　（有・無）	
薬液注入関係	1.薬液注入工事　（有・無）	ア.工法区分　（　　） イ.材料種類　（　　） ウ.施工範囲　（　　） エ.削孔数量及び注入工　（　　） オ.その他
その他	1.工事用資機材等の保管・運搬方法等の指定　（有・無）	ア.場所　（　　） イ.内容　（　　） ウ.期間　（　　）
	2.工事現場発生材　（有・無）	ア.品名　（　　） イ.数量　（　　） ウ.現場内での使用の有無　（　　） エ.納入場所　（　　）
	3.支給材料・貸与品　（有・無）	ア.品名・数量　（　　） イ.規格・性能　（　　） ウ.引渡場所　（　　） エ.引渡時期　（　　）
	4.工事用電力等の指定　（有・無）	ア.内容　（　　）
	5.地質条件が施工方法等に影響を及ぼす　（有・無）	ア.内容　（　　）
	6.使用材料に指定メーカー・産地指定　（有・無）	ア.内容　（　　）
	7.その他条件明示すべき事項	

【別紙１】　東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等について

1　施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

対象　有	対象　無
○	◉

- 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『　　』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」である。
- 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（大都市、施工地域等）については、対象地区毎に設定する。

2　労働者確保に要する間接費の実績変更について

対象　有	対象　無
◉	○

- 本工事は、「労働者確保に要する間接費の実績変更」対象工事である。
- 本工事は、漁港漁場関係工事積算基準に基づき算出した「現場労働者に係る宿泊費」、「労働者の輸送に要する費用」及び「募集及び解散に要する費用」について、以下に基づき追加費用を計上している。

○	「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年3月1日）
◉	「東日本大震災の復旧・復興事業等における間接工事費の補正について」（平成26年2月7日）

※いずれかを選択すること。

- ただし、不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の以下に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、土木工事標準積算基準書（港湾工事積算基準）により算出した実績変更対象費では適正な工事の実施が困難になった場合は、受注者の支出実績を踏まえて契約変更することができるものとする。

  ①　営繕費：労働者の宿泊に要する費用のうち借上費、労働者の輸送に要する費用

  ②　労務管理費：現場労働者に係る募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む。)、現場労働者に係る賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 受注者は、労働者確保に要する間接費の実績変更（以下「間接費の実績変更」という。）を請求する場合は、実績報告書（様式１）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。）を監督職員に提出し、「間接費の実績変更」の内容について協議するものとする
  なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
- 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、「間接費の実績変更」の対象としない。
- 発注者は、「間接費の実績変更」をする場合は、実績変更対象費に実際支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、積算基準により算出した共通仮設費率分及び現場管理費に含まれる実績変更対象費分（以下「実績変更対象費（率式）」という。）を差し引いた費用を、積算基準により算出した共通仮設費及び現場管理費に加算し、精算変更時の設計額を算出するものとする。
- 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- 受注者は、「間接費の実績変更」に係る契約変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 詳細については、「労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準」のとおりであり、以下のホームページを参考とすること。

  https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/suisan/kibanseibi/osirase/1008544/1023885.html

  《岩手県トップページ⇒産業・雇用⇒水産業⇒漁港等の基盤整備⇒お知らせ⇒「労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準」の一部改定について(令和元年10月1日施行)》

	対象　有	対象　無
	◉	○

3　遠隔地からの資材調達に要する輸送費について

・　東日本大震災津波等に伴う復旧・復興工事が本格化するなか、特定の資材の供給不足が生じる恐れがあり、受注者が不足する資材を工事施工場所のある地区（「土木関係設計の地区単価において区分された地区をいう。）以外（以下「遠隔地」という。)から調達せざるを得ないことが想定される。そこで、本工事において、受注者が資材を安定的するため、遠隔地から資材を調達せざるを得ない場合、それに要する輸送費を契約変更で計上することについて、必要な事項を定めるものである。

1 対象工事

(1)災害復旧工事を含む漁港漁場関係事業釜石市営建設工事（建築工事を除く）であること。

(2)平成24年8月27日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成24年8月26日時点で契約中の工事であること。

2 対象資材

運用の対象となる資材は、生コンクリート、石材（砕石、捨石、被覆石等）、仮設材とする。

3 輸送費に係る契約変更を請求する意思の通知

(1)受注者は、遠隔地からの資材調達に要する輸送費（以下「輸送費」という。）に係る契約変更を請求する場合は、工事施工場所に対象資材を搬入する７日前までに次の事項を記載した共通仕様書（Ⅲ）（岩手県県土整備部）様式-43「工事打合簿」（以下「工事打合簿」という。）により、発注者に通知するものとする。

なお、記載事項に関する説明資料等の提出を発注者から求められた場合には、これに応じなければならい。

①　遠隔地から輸送する資材の名称・規格及び製造地区、輸送基地の名称

②　遠隔地から資材を調達せざるを得ない理由

③　当該製造・生産工場又は輸送基地を選定した理由

④　その他発注者が必要と認めた事項

(2)受注者は、何らかの理由で(1)に規定する期日までに通知が困難な場合は、発注者と協議し承諾を得た場合に限り、別に定める期日までに通知できるものとする。

(3)発注者は、(1)に規定する通知があったときは、その内容の確認・検討を行い、その結果を「工事打合簿」（様式-43号）に記載し、遅滞なく発注者に回答するものとする。

4 輸送費に係る契約変更の請求

(1)受注者は、輸送費に係る契約変更を請求する場合は、工事工期終期の２ヶ月前までに「主要資材差額算出調書(コンクリート用)」(様式1)、「主要資材差額算出調書(石材用)」(様式2)、「主要資材差額算出調書(仮設材用)」(様式3)及び使用証明資料(納品書等)を添付した「工事打合簿」により、発注者に請求するものとする。なお、使用証明資料(納品書等)は原本とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日及び使用(納品)数量等が記載されていなければならない。

(2)運用が施行された時点で工事工期終期の２ヶ月前を経過している場合は、受注者は発注者と協議し承諾を得た場合に限り請求できるものとする。

(3)発注者は、(1)に規定する請求があったときは、その内容の確認・検討を行い、その結果を「工事打合簿」に記載し、受注者に回答するものとする。ただし、輸送費の金額は記載しないものとする。

・詳細については、「遠隔地からの資材調達に要する輸送費についての運用基準」のとおりであり、以下のホームページを参考とすること。

・詳細については、「遠隔地からの資材調達に要する輸送費についての運用基準」のとおりであり、以下のホームページを参考とすること。

https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017258/1010935.html

《岩手県トップページ＞県土づくり＞建設業＞建設技術関連＞設計・積算・入札＞東日本大震災特例等＞（改正・土木工事）遠隔地からの資材調達に要する輸送費について》

(4)債務負担工事及び繰越工事において、輸送費に係る契約変更を請求できる回数は、各会計年度において１回を限度とし、その時期は次のとおりとする。なお、受注者は、請求に先立ち、請求時期等について発注者と協議しなければならない。

① 当初契約を締結した会計年度　会計年度末の２ヶ月前まで

② 工事期間終期の会計年度　　工事工期終期の２ヶ月前まで

③ ①、②以外の会計年度　　各会計年度末の２ヶ月前まで

5 書類の事前提出

(1)受注者は、輸送費に係る契約変更を請求する前に発注者から４(1)に規定する添付書類の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2)(1)の場合、使用証明資料（納品書等）は、原本の写しを提出するものとする。

6 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの併用

輸送費に係る契約変更を請求した場合においても、釜石市市営建設工事請負契約書別記第21条第1項から第5項（いわゆる「全体スライド」）、第6項（いわゆる「単品スライド」）、第8項（いわゆる「インフレスライド」）の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

7 注意事項

(1)輸送費を請求する対象資材の規格は、当初契約締結時の規格とする。ただし、発注者との協議により、契約変更時点において規格の変更が承諾されている対象資材については、承諾後の規格で請求できるものとする。

(2)使用証明資料（納品書等）において必要事項が確認できない、又は写しを提出した場合等、遠隔地から工事施工場所に対象資材を納入したことを証明する資料として適切でないと発注者が判断した場合は、契約変更の対象としない。

8 対象外工事

輸送費に係る契約変更の請求請求があっても、次のいずれかに該当する工事は、運用の対象外とする。

(1)受注者が、輸送費に係る契約変更を請求する意思があることを、書面により発注者に通知していない工事。

(2)その他発注者が対象外と認めた工事。

	対象　有	対象　無
	◉	○

4　工事請負契約締結後における単価適用年月変更について

・　東日本大震災津波に伴う復旧・復興工事が本格化するなか、特定の資材の価格が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点での資材価格に差が生じている可能性がある。そこで、本工事おいて、当初契約締結後に単価適用年月を変更し、設計単価を変更する場合について、必要事項を定めることとする。

1 対象工事

(1)釜石市市営建設工事であること。

(2)平成24年8月1日以降に当初契約を締結する工事であること。

2 変更対象資材等

当初契約締結後に単価適用年月を変更し設計単価を変更するものは、資材単価、労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。

3 基準日

基準日は当初契約締結日とする。

4 本運用に基づく請求

受注者は本運用に基づく単価適用年月の変更を請求する場合は、当初契約締結日から14日以内に指定の様式により発注者に請求するものとする。ただし、何らかの理由により前段に指定した期間内に請求が困難な場合は、発注者と協議し承諾を得た場合に限り請求できるものとする。

5 適用単価の変更

(1)受注者から単価適用年月の変更の請求があった場合は、発注者は、基準日時点での設計単価に変更するものとする。

(2)工事毎に見積及び特別調査等（以下「見積資材等」という。）により設定している設計単価については、変更の対象としないものとする。ただし、見積資材等の工事費が全体工事費に占める割合が大きい場合は、別途考慮することができるものとする。

(3)設計単価の変更に伴う契約変更（第1回）は、原則として単価適用年月の変更のみとし、契約数量、契約図面及仕様書等は変更しないものとする。

6 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの併用

単価適用年月の変更を請求した場合においても、釜石市市営建設工事請負契約書別記第21条第1項から第5項（いわゆる「全体スライド」）、第6項（いわゆる「単品スライド」）、第8項（いわゆる「インフレスライド」）の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

7 適用除外工事

次に該当する工事は、適用除外工事とする。

(1)請求日時点で出来高が発生している工事

(2)その他発注者が適用除外と認めた工事。

8 注意事項

設計単価資料については、市場の動向に応じ毎月改定していることから、単価適用年月の変更を請求し設計変更を変更した場合、契約変更（第１回）後の請負代金額が減額になる場合がある。

詳細については、「工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用基準」のとおりであり、以下のホームページを参考とすること。

https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/suisan/kibanseibi/osirase/1008544/1008550.html

《岩手県トップページ⇒産業・雇用⇒水産業⇒漁港等の基盤整備⇒お知らせ⇒
工事請負契約締結後における単価適用年月変更について（運用拡大）》

	対象　有	対象　無
	◉	○

5　東日本大震災の被災地で使用する建設機械の損料補正の運用基準

1 建設機械の損料補正を行うこととした背景

東日本大震災に伴う復旧・復興工事が本格化する中、被災地（岩手県、宮城県、福島県）の建設機械は、標準的な施工条件での使用に対して維持修繕費が増大していることから、今後実施する工事について、以下のとおり機械損料の補正を行うこととしたものである。

2 対象工事

釜石市市営建設工事であること。

3 建設機械の損料補正の方法について

工事において使用するブルドーザー（リッパ付ブルドーザを除く。）、バックホウ、ダンプトラック（建設専用ダンプトラックを除く。）の運転1時間（日）当たりの損料に105/100を乗じることとする。

損料算定式は、以下のとおり。

＜算定式＞

運転1時間（日）当たり

換算損料（補正後）＝{運転1時間（日）当たり損料×5/100}
＋{運転1時間（日）当たり換算損料}

供用1日当たり

換算損料（補正後）＝｛運転1時間（日）当たり損料×5/100×運転時間（日）｝
＋{供用1日当たり換算損料}

注1）換算損料（補正後）は、四捨五入し、有効数字3桁とする。
注2）ダンプトラックのタイヤ損耗費には補正を乗じない。

4 適用年月日

平成25年7月1日以降に入札公告する工事から適用する。

工事請負契約締結後における単価適用年月日変更においては、平成25年6月1日以降契約締結から、いわゆる「インフレ条項」の適用においては平成25年6月1日以降基準日から適用する。

詳細については、「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について」のとおりであり、以下のホームページを参考とすること。

http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/index.html

	対象　有	対象　無
	○	◉

6　東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置に関する試行要領について

▪　東日本大震災の復旧・復興工事の本格化に伴う宿泊需要の急増や宿泊施設の被災等により、沿岸地域では、労働者の宿泊施設を近隣で確保できない状況が生じている。

このような地域では、復旧・復興工事の円滑な施工体制の確保のため、工事に従事する労働者の宿舎を設置せざるを得ないことから、釜石市では当面の間、下記のとおり施行することとしたものである。

1 対象工事

対象となる工事は、次の事項を全て満たす工事とする。

(1)釜石市水産課が所管する市営建設工事において、平成25年8月19日以降工事請負契約を締結した工事であること。

(2)発注者が工事規模及び工事箇所近隣の宿泊施設などの状況を考慮した上で選定する工事であること。

(3)下記に示す工種の工事であること。

［対象工種］

河川工事、河川・道路構造物工事、海岸工事、道路改良工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、舗装工事、砂防・地すべり等工事、公園工事、電線共同溝工事、情報ボックス工事、道路維持工事、河川維持工事、共同溝等工事、下水道工事、港湾構造物工事、港湾浚渫工事

2 労働者宿舎建設対象等

「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置に関する試行要領」（以下「試行要領」という。）のとおり。

なお、「試行要領」は岩手県のホームページから入手できる。入手が困難な場合は、発注者に申し出ること。

※「試行要領」における「県土整備部」を「釜石市」、「県営建設工事」を「市営建設工事」、「沿岸広域振興局管内及び県北広域振興局本局管内」を「釜石市内」として適用する。

https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/suisan/kibanseibi/osirase/1008544/1008552.html

《岩手県トップページ＞産業・雇用＞水産業＞漁港等の基盤整備＞お知らせ＞工事積算関係のお知らせ＞東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置に関する試行要領について》

3 当該工事受注者への周知及び協議

当該工事受注者へ「試行要領」の対象工事である旨を、共通仕様書(Ⅲ)（岩手県県土整備部平成24年4月1日以降適用）様式-43「工事打合せ簿」にて通知し、労働者宿舎建設について協議する。

4 その他

(1)受注者の責めによる工事工程等の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(2)受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

7　現場代理人の兼務

対象　有	対象　無
◉	○

- 本工事は、東日本大震災津波に伴う現場代理人の兼務に関する取扱い（平成23年10月28日付け総務第177号。以下「兼務に関する取扱い」という。）１に基づく現場代理人兼務対象工事であり、工事請負契約書別記第10条第3項に基づき現場代理人について工事現場における常駐を要しないものとする。
- 兼務できる工事

(1) 兼務に関する取扱い１に規定する工事について、本工事を含む2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。
なお、本工事が低入札価格調査制度の調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格をもって契約した場合は、他の工事との兼務は認めないものとする。

(2) 兼務できるのは、2件の工事場所が同一の振興局等の範囲内にある場合に限る。

振興局等地区		所　管　区　域（市町村）
盛岡広域振興局		盛岡市　八幡平市　雫石町　葛巻町　岩手町　滝沢市 紫波町　矢巾町
県南広域振興局本局		奥州市　金ヶ崎町
	花巻地区	花巻市　遠野市
	北上地区	北上市　西和賀町
	一関地区	一関市　平泉町
沿岸広域振興局本局		釜石市　大槌町
	宮古地区	宮古市　山田町　岩泉町　田野畑村
	大船渡地区	大船渡市　陸前高田市　住田町
県北広域振興局本局		久慈市　普代村　洋野町　野田村
	二戸地区	二戸市　軽米町　九戸村　一戸町

- 兼務の条件

(1) 受注者は現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発注者との連絡に支障を生じさせないこと。

(2) 現場代理人は一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

- 手続き

(3) 受注者は現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。

(4) 受注者は施工契約書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/1010493/1010498.html

《岩手県トップページ＞県政情報＞入札・コンペ情報＞県営建設工事入札＞各種資料＞東日本大震災に伴う特例》

8　被災農林漁家の優先雇用について

対象　有	対象　無
◉	○

- 被災農林漁家の優先雇用

(1)　受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、令和元年台風第19号等の被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

(2)　受注者は、被災農林漁家の雇用予定人数及び雇用実績人数について、監督職員からあった場合は、速やかに報告するものとする。

【別紙２】施策関係

1　余裕期間の設定について	対象　有	対象　無
	○	◉

・ 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

・ 本工事の余裕期間及び実工期の始期日（工事開始日）は以下のとおりとする。

余裕期間：契約書に定める工期の始期日から	○○　日間	※いずれも工期の始期日を含めて数えた日数とする。
工事開始日：契約書に定める工期の始期日から	○○+１　日目	

・ 余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

・ 工事実績情報システム（コリンズ）は、実工期にて登録するものとし、工事開始日（変更後の工事開始日含む。）後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録申請するものとする。

・ 工事請負契約書別記第３条の規定に基づく工程表には、余裕期間も含めた全体工期を記載するものとする。

・ 工事請負契約書別記第４条の規定に基づく契約保証の期間は、全体工期を満たすものとし、契約締結の日から全体工期の終期日までを対象とするものとする。

・ 工事請負契約書別記第10条の規定に基づく、現場代理人及び主任技術者等の通知については、工事開始日までに通知するものとする。

・ 工事請負契約書別記第16条第２項の規定に基づく、工事用地の管理は、工事開始日の前日までは、発注者の責任において行うものとし、受注者に資材の搬入や仮設物の設置等を行わせてはならないものとする。

・ 工事開始日の前日までの期間に施工体制及び建設資材の確保が図られる場合等は、受発注者協議により、工事開始日を変更することができるものとする。

・ その他、余裕期間を設定する工事の取扱いは、以下を参考とする。

http://www.pref.iwate.jp//kensetsu/nyuusatsu/sekkei/052129.html

《岩手県トップページ⇒県土づくり⇒建設業⇒入札手続⇒設計・積算・入札⇒「余裕期間」設定について」》

2　１日未満で完了する小規模作業の積算について	対象　有	対象　無
	○	◉
(1) 「１日未満で完了する作業の積算」（※）（以下、「１日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。 ・ 受注者は、施工パッケージ型積算基準（※）と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。 ・ 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しない。 ・ 受注者は、協議に当たって、１日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用が分かる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用が分かる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しない。 ・ 人工積算を前提としている契約の場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」（※）を適用して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しない。 ・ 施工箇所が点在する工事の積算方法を適用している場合は、１日未満積算基準「３．判定方法（３）判定に使用する作業量の考え方」（※）により、別箇所として扱う。 ※ それぞれについては土木工事標準積算基準書を参照してください。 http://www.pref.iwate.jp/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/058955.html 《岩手県トップページ⇒県土づくり⇒建設業⇒建設技術関連⇒設計・積算・入札⇒平成29年度土木工事標準積算基準書（公表用）》		

3	下請契約対象の限定	対象　有	対象　無
	▪ 社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることを原則として禁止する。 ▪ 正当な理由なく社会保険等未加入建設業者を下請負人とした場合、次の措置を実施する。 ① 工事成績評定の減点 ② 受注者への指名停止措置 ▪ 詳細は以下のホームページによる。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/tetsuzuki/1010858.html **《岩手県トップページ＞県土づくり＞建設業＞建設業法の諸手続き（許可、経審等）＞【お知らせ】県営建設工事における社会保険等未加入対策の取組強化について》**	◉	○

4	下請調書及び建設資材調書	対象　有	対象　無
	• 下請調書及び建設資材調書は、以下のホームページ「（農林水産部・県土整備部所管）岩手県営建設工事請負契約書附属条件の一部改正について」により、様式をダウンロードし、必要事項の入力を行うものとする。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017255/1010908.html 《岩手県トップページ＞県土づくり＞建設業＞建設技術関連＞設計・積算・入札＞技術関連等＞（農林水産部・県土整備部所管）岩手県営建設工事請負契約書附属条件の一部改正について》 • 下請調書及び建設資材調書の提出は、紙及び電子データの両方を監督職員に提出するものとする。 • 電子データを作製することが困難な場合は、電子データの提出は必要ないものとする。ただし、その場合は事前に監督職員の承諾を得ること。	◉	○

5	設計変更について	対象　有	対象　無
	• 設計変更については、工事請負契約書別記第18条～第24条及び共通仕様書第1編1-1-1-13～1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（岩手県県土整備部）によることと • 詳細については、以下のホームページ「工事請負契約における設計変更ガイドライン」を参考とすること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017255/1010907.html 《岩手県トップページ＞県土づくり＞建設業＞建設技術関連＞設計・積算・入札＞技術関連等＞工事請負契約における設計変更ガイドライン》	○	○

6	熱中症対策に資する現場管理費補正	対象　有	対象　無
	• 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。 • 詳細については、以下のホー「農林水産部漁港漁村課熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」についてを参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/suisan/kibanseibi/osirase/1008544/1030664.html	◉	○